

都道府県単位保険料率の変更についての佐賀支部評議会意見

平成 29 年度 10.47%

準備金残高が平成 27 年度決算で 1 兆 3 千億円、平成 28 年度末で 1 兆 7 千億円を上回り、5 年後の見通しにおいては当該年度末の準備金を更に上回るとの試算が示されている中、本部方針が全国平均保険料率 10.00% 維持となった結果については、誠に遺憾であります。

本来、支部別に保険料率を異ならせるというのは社会保険制度の相互扶助の考え方からすると望ましくなく、また、保険料率そのものを支部の努力で下げるためにはどのようにしたらよいかという佐賀支部評議会の意見について、回答が得られないまま毎年保険料率が上がっていくことには納得できません。

現在の準備金が積み上がる財政状況の下で、佐賀支部評議会の総意として平成 29 年度佐賀支部保険料率の 10.47% への引き上げには反対であり、次の 3 点を要望いたします。

1. 平均保険料率の引き下げが可能な財政下で、2 年連続で「維持」となったことについて、示されている理由は納得できるものではなく決定までのプロセスが不透明であると感じます。支部評議会の納得が得られるような保険料率決定の仕組みの構築を早急に図っていただくことを引き続き要望します。
2. 保険料率については健康保険法第 160 条第 3 項、第 5 項に基づき単年度収支を原則として、5 年収支見通しの中で調整し設定していただきたい。
3. 激変緩和措置期限については、医療制度改革法により平成 36 年 3 月 31 日までの間で政令で定める日とされ、現時点ではその期限は平成 32 年 3 月 31 日までとなっておりますが、政令の早期改正を行うなど、できるだけ緩やかな解消が図られるよう引き続き要望します。

平成 28 年度 10.33%

28年度末には準備金残高が約1兆7千億円を超える見込みとなるなど、協会設立以来初めて、平均保険料率の引き下げが議論の俎上に上がるという状況下にあつて、全国各支部評議会の大方の意見に反して、本部方針が全国平均保険料率10.00%維持、激変緩和率4.4/10となった結果については、誠に遺憾であります。

ご承知のとおり当支部の保険料率は、平成21年度より全国平均保険料率を大幅に上回る状況が続き、平成27年度は10.21%、そして、平成28年度には10.33%への引き上げが見込まれ、保険料率が全国一高い状況になっております。

現在の黒字基調が続く財政状況の下で、平成28年度佐賀支部保険料率の10.33%への引き上げには反対であり、全国平均保険料率の単年度収支均衡保険料率の水準まで引き下げを強く要望します。

つきましては、支部評議会の総意として、次の3点を要望いたします。

1. 健康保険法第160条の規定には料率変更にかかる支部評議会の意見を聴取することが明記されていますが、これまで支部評議会の意見が具体的に反映されたことはなく、加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主・自律の運営からは程遠く、その形骸化が危惧されます。ついては、支部評議会における意見が着実に反映されるような保険料率決定の仕組みの構築を図っていただきたい。
2. 激変緩和措置期限については、昨年の医療保険制度改革法により平成36年3月31日までの間で政令で定める日とされ、現時点では、その期限は平成32年3月31日までとなっておりますが、政令の早期改正を行うなど、できる限り緩やかな解消が図られるよう要望します。
3. 医療費抑制のための取組みとしての健診事業や重症化予防対策に、加えて、病気の発生そのものをなくし、受診の機会を減らすという観点から、今後、支部が取組む食事や運動などをテーマとした健康づくり事業に補助事業の創設を含めた本部からの支援・指導をお願いしたい。